

登録教習機関の業務廃止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第77条第3項において準用する労働安全衛生法第49条の規定による届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び登録及び指定に関する省令(昭和47年労働省令第44号)第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
登録教習機関の住所	東京都江東区亀戸6丁目41番20号
代表者職氏名	会長 前田 豊
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会岩手事務所 岩手県紫波郡矢巾町広宮沢11-507-8
廃止しようとする技能講習及び登録番号	ショベルローダー等運転技能講習 21-5
廃止年月日	令和6年2月5日

令和6年2月7日

岩手労働局長